

令和7年3月改訂版

株式の贈与・相続税を“ゼロ”に！

中小企業の事業承継税制と金融支援

— 中小企業経営承継円滑化法『法人版事業承継税制』手引き —



先代『これからのことは、頼んだよ。』

後継者『はい！ お任せください。』

神奈川県

目 次

1	事業承継税制の対象になるのはどんな会社？	1
2	新制度「事業承継税制の特例(特例措置)」について教えてほしい	2
3	特例承継計画とは？	3
4	特例措置の手続きの進め方を教えてほしい	4
5	納税猶予を受けるための認定要件を教えてほしい 『チェックシートによる制度の対象となるかの簡易判断』	6
6	株式取得等に向けた資金調達方法を教えてほしい	9



後継者も決まって事業承継を進めたいが、自社の株式を贈与する際の税金の負担が厳しそうだ。何か良い手立てはないかなあ！

中小企業の経営者が事業承継を進めるに際しての大きなポイントの一つに、自社の株式を後継者に円滑に承継するという点があります。中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制は、こうした悩みにお応えするものです。

でも、税制って難しくて、よく解らないというのが本音ではないでしょうか。

神奈川県では、中小企業の皆様に中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制をご活用いただき、事業承継を進めていただくことを応援するため、本冊子『株式の贈与・相続税を“ゼロ”に！ 中小企業の事業承継税制と金融支援』を作成しました。

事業承継税制について詳しい知識のない方でも理解できるよう、自分は制度の利用が可能なのか、どのような手続きが必要になるかなど、基本的な事項のみご案内し、本制度の利用に繋げていただくことを目的に作成しました。

中小企業の皆さまには、本冊子をお読みいただき、円滑な事業承継を進める際の参考にさせていただきますようお願いいたします。

1 事業承継税制の対象になるのはどんな会社？



事業承継税制を利用するとしても、自分の会社がその対象となるのか分らない。
対象となる会社の大まかな姿を教えてください。

事業承継税制は、中小企業の先代経営者から後継者へ株式を贈与／相続するに当たり、その贈与税／相続税を納税猶予する制度です。

①中小企業（会社）である、②後継者が決まって経営を交代する、③先代経営者から後継者へ自社の株式を贈与／相続することで贈与税／相続税が発生する場合で、④認定要件を満たし継続していく計画であることが必要です。

なお、認定を受けても税務署の判断で納税猶予されない場合がありますので、税務署にもご確認ください。



【もう少し詳しく解説します】

① 中小企業（会社）である

中小企業の範囲については、中小企業基本法より範囲を拡大して定められています。株式会社、有限会社などの会社のみが対象になります。

② 後継者が決まって経営を交代する

経営の交代に際し、先代経営者から後継者へ株式を贈与／相続するに当たり贈与税／相続税が発生する場合に利用ができます。



贈与の場合には、後継者が①贈与の時点で18歳以上であること、②贈与日まで続けて3年以上役員に就いていることが必要です。

相続の場合には、後継者が相続開始の直前に役員であることが必要（先代経営者が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合を除く）です。

③ 贈与／相続することで贈与税／相続税が発生する

贈与／相続する場合において、株式の価格によっては、贈与税や相続税が基礎控除の範囲内に収まり税金そのものが発生しない場合もあります。

まずは、税理士等の専門家の方に相談して、自社の株式の価額や税額がいくらになるかを確認しましょう！



④ 認定要件を満たし継続していく

事業承継税制は、認定要件に合致し、認定後も継続して同要件を維持する場合に限り適用される制度です。認定要件の詳細については、P 6～8で説明してありますのでご確認ください。



P 7の先代経営者の要件で、「代表者であった時期及び贈与／相続の直前に、①先代経営者とその親族などの同族関係者で総議決権数の過半数（50%超）を保有しており、②これらの者の中で筆頭株主（後継者を除く）」とあるが、当社の場合は該当するので使えそうだな！
もう少し詳しく知りたいな！

2 新制度「事業承継税制の特例（特例措置）」について教えてほしい



平成 30 年度の税制改正により、これまでよりも使い易い制度になったと聞いている。
新制度の概要について教えてほしい。

主な点として、

- ① 納税猶予の対象が 100%へ拡大（対象株式数 2/3 上限の撤廃、相続時の猶予割合を 80%→100%へ拡大）
- ② 雇用維持要件（常時使用する従業員の数が 5 年間平均で 8 割維持）を下回っても、一定の理由がある場合には納税猶予を継続
- ③ 先代経営者を筆頭に複数の株主から最大 3 名の後継者に対する贈与・相続も対象

など、従来の制度よりも大幅に拡充されています。

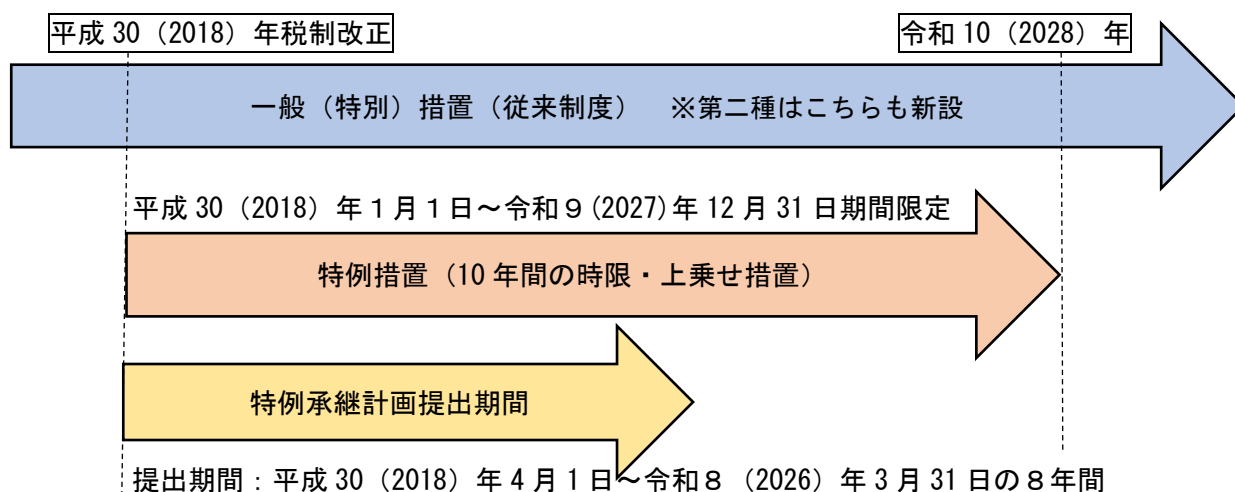


【もう少し詳しく解説します】

新制度「事業承継税制の特例（特例措置）」は、10 年間の時限措置（平成 30（2018）年 1 月 1 日～令和 9（2027）年 12 月 31 日）として、これまでの一般措置に上乗せする形で創設されました。

【平成 30 年税制改正】

⇒ 「従来制度」に加え、「特例措置」（時限・上乗せ措置）が創設された！



特例措置期間の 10 年間を経過した場合又は特例承継計画提出期間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の 8 年間）内に「特例承継計画」を県に提出し確認を受けていない場合には新制度は適用されませんので注意が必要です。

3 特例承継計画とは？



新しく「特例承継計画」ってものを作成すると聞いたけど、どんなものを作ればいいのか？

特例承継計画は、2枚程度の簡易な内容です！
認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、商工会議所等で国が認定した機関）に指導・助言を受けて意見書を記載してもらい、県に提出して確認を受けます。



実際の縮尺とは異なります！

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	☐ 有 ☐ 無（退任日 年 月 日）

3 特例後継者について

特例後継者の氏名（1）	
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	年 月 ～ 年 月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

まずは、現経営者から後継者へのバトンタッチの時期や方法等を整理し、それに基づき特例承継計画を作成することが大事です。



4 特例措置の手続きの進め方を教えてほしい



是非、この制度を利用してみたいと思うが、手続きをどのように進めたらいいのか？
分りやすく教えてほしい。

大きくは、「特例承継計画の作成」「計画の確認申請」「贈与の実行／相続の開始」「県へ認定申請」「税務署へ申告」といった流れになります。提出にあたり、基準となる日を押さえるようにしてください。



【もう少し詳しく解説します】

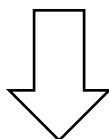
贈与税・相続税の納税猶予を受けるには、「特例承継計画の提出」「認定申請書の提出」「税務署への申告」が必要です。認定後には、「県への5年間の年次報告」「税務署へ5年間の継続届出書の提出」が、6年目以降においては「税務署への3年に1回の継続届出書の提出」が必要になります。



手続きには提出期限が明確に定められており、期限を過ぎると猶予を受けることができなくなりますので、注意が必要です。

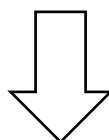
特例承継計画の作成

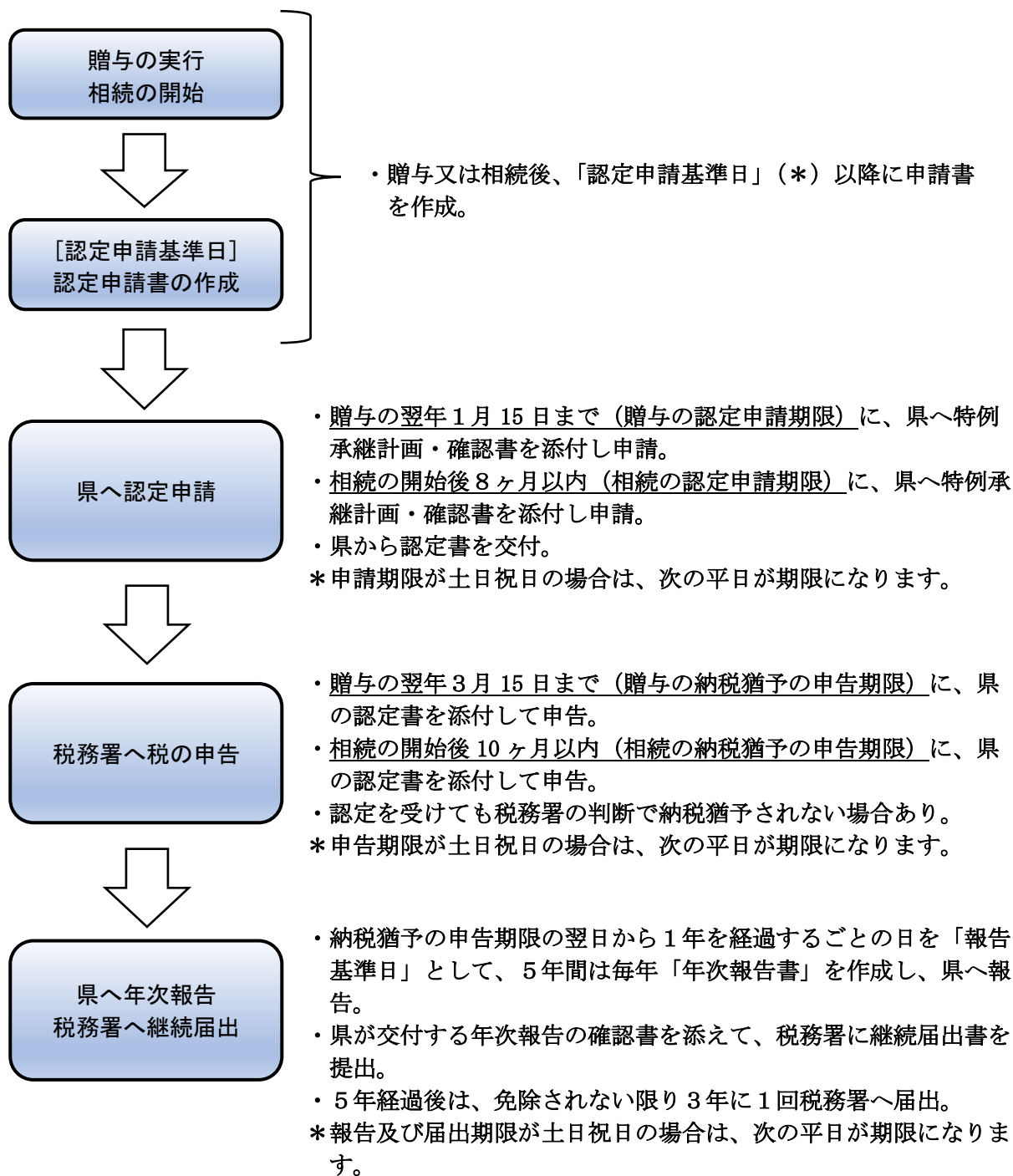
- ・申請企業が作成し、認定支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会、商工会議所等で国の認定を受けた機関）が所見等（指導・助言）を記載。



県へ確認申請

- ・令和8（2026）年3月31日まで提出可能。
- ・この提出期限までは、納税猶予の認定申請と併せて提出が可能。
- ・県から確認書を交付。





* 「認定申請基準日」は、次のとおりです！

〔贈与の場合〕

贈与日が1/1～10/15の場合は10/15

贈与日が10/16～12/31の場合は贈与日

〔相続の場合〕

相続開始後5ヶ月の時点

なお、認定申請は、上記の認定申請基準日以降、認定申請期限までの間に県へ申請します。



5 納税猶予を受けるための認定要件を教えてください 『チェックシートによる制度の対象となるかの簡易判断』



手続きまではだいたい理解したのだが、自分の会社がこの制度を受けることができるのかどうかを、もう少し詳しく知りたいのだが。

事業承継税制を利用するためには認定要件に合致している必要があります！
大きく分けて、「会社」「先代経営者」「先代経営者以外の株主」「後継者」の4つの認定要件があります。

実際に、下記の要件欄の各項目に合致する場合には□にレ点を入れ、自社が事業承継税制（特例）の対象となるか確認してみてください。



【もう少し詳しく解説します】

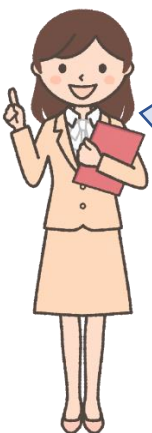
特例措置の認定の主な要件となります。実際の手続きの際はこれら以外にも要件を確認される場合があります。また、一定の要件について5年間（要件の一部は免除されるまで）維持する必要があります。



まずは、「会社」の主な要件です！
自社が要件を満たすか確認してみてください。

会社の要件

- ☐ 中小企業であること
- ☐ 非上場会社であること、風俗営業会社に該当しないこと
- ☐ 資産保有型会社又は資産運用型会社（→資産保有型会社等）に該当しないこと
- ☐ 売上がある会社であること
- ☐ 正規従業員数が1人以上（海外子会社がある場合は5人以上）であること
- ☐ 特定特別子会社がある場合、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと
- ☐ 贈与／相続以降、後継者以外の者が「黄金株（拒否権付株式）」を保有していないこと



難しい語句が多いので解説します！

- *「資産保有型会社」とは、事業用として活用していない不動産や有価証券、ゴルフ会員権等、絵画、貴金属等及び現預金などの資産（特定資産）の割合が70%以上ある会社をいいます。
- *「資産運用型会社」とは、上記の特定資産による運用収入の割合が75%以上ある会社をいいます。
- *「特定特別子会社」とは、会社とその代表者及び同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を持つ子会社（「特別子会社」という）のうち、議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものをいいます。

次に、「先代経営者」の主な要件です！
自社が要件を満たすか確認してみてください。



先代経営者の要件

(贈与・相続共通)

- ☐ 特例承継計画に記載された先代経営者であること
- ☐ 会社の代表者であったこと
- ☐ 代表者であった期間内のいずれかの時及び贈与／相続の直前に、
 - ① 先代経営者とその親族などの同族関係者で総議決権数の過半数（50%超）を保有しており、
 - ② これらの者の中で筆頭株主（後継者を除く）であったこと
- ☐ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

(贈与のみ)

- ☐ 贈与時に代表者を退任していること
- ☐ 一定数以上の株式等を贈与すること
 - ＜後継者 1 人の場合＞
 - ◆ 先代経営者＋後継者の保有議決権数が 2/3 以上である場合
→ 贈与後の後継者の議決権数が 2/3 以上となるように贈与
 - ◆ 先代経営者＋後継者の保有議決権数が 2/3 未満である場合
→ 先代経営者が保有する議決権株式等のすべてを贈与
 - ＜後継者 2 人又は 3 人の場合＞
 - ◆ 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が 10% 以上であり、かつ、先代経営者よりも多くの議決権数を有するように贈与
(後継者が同族関係者の中で上位 2 位又は 3 位以内となるようにする)



最初、認定要件を見た時は、目まいがしたけれど、一つ一つ見ていくと、当たり前のような要件もあり、思ったより簡単だったよ！
専門用語で分かり難い部分は、税理士さんに教わったり、国のマニュアルの用語・定義等を見て、何とか理解できるようになったかな！？

ちなみに事業承継税制では、
‘先代経営者’からの贈与／相続を「第一種」
‘先代経営者以外の株主’からの贈与／相続を「第二種」と呼んでいます。





続いて、「先代経営者以外の株主」の主な要件です！
自社が要件を満たすか確認してみてください。

先代経営者以外の株主の要件

(贈与・相続共通)

- ☐ 先代経営者から贈与／相続（本制度適用）以後に、贈与を行った者／相続が開始した者であること
（先代経営者からの贈与／相続に係る事業承継税制の適用の認定有効期間内（5年間）に、贈与税／相続税の申告期限が到来する場合に限ります）
- ☐ 会社の代表者でないこと
- ☐ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと

(贈与のみ)

- ☐ 一定数以上の株式等を贈与すること
＜後継者 1 人の場合＞
 - ◆ 当該先代経営者以外の株主＋後継者の保有議決権数が 2/3 以上である場合
→ 贈与後の後継者の議決権数が 2/3 以上となるように贈与
 - ◆ 当該先代経営者以外の株主＋後継者の保有議決権数が 2/3 未満である場合
→ 当該先代経営者以外の株主が保有する議決権株式等のすべてを贈与
- ＜後継者 2 人又は 3 人の場合＞
 - ◆ 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が 10% 以上であり、かつ、当該先代経営者以外の株主よりも多くの議決権数を有するように贈与
（後継者が同族関係者の中で上位 2 位又は 3 位以内となるようにする）

最後に、「後継者」の主な要件です！
あと一息です！自社が要件を満たすか確認してみてください。



後継者の要件

(贈与・相続共通)

- ☐ 特例承継計画に記載された後継者であること
- ☐ 贈与日／相続開始日以降、後継者とその親族などの同族関係者で総議決権数の過半数を保有していること
- ☐ 納税猶予対象株式を継続して保有していること
- ☐ その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと
- ☐ ＜後継者 1 人の場合＞同族関係者の中で筆頭株主であること
- ☐ ＜後継者複数の場合＞各後継者が 10% 以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位 2 位以内（後継者 2 人の場合）又は 3 位以内（後継者 3 人の場合）であること

(贈与のみ)

- ☐ 贈与時に 18 歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において 3 年以上役員であること

(相続のみ)

- ☐ 相続の直前に役員（先代経営者が 70 歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合を除く）であり、かつ相続開始後 5 ヶ月目の日以降、代表者であること

6 株式取得等に向けた資金調達方法を教えてほしい



税制を上手く活用するほかに、会社及び現代表者以外の者が保有する株式や事業用資産買い取りの際に利用可能な金融支援制度があると聞いている。その内容を教えてほしい。

本制度には「日本政策金融公庫の融資」「信用保証の拡大」「経営者保証の提供を不要とする措置」がありますが、必ず、金融機関と制度の利用について、事前相談を行うようにしてください。

また、本制度以外にも、神奈川県中小企業制度融資（事業承継関連融資）がご利用いただけますので、ご活用ください。



【もう少し詳しく解説します】

先代経営者の退任又は死亡により事業承継する際には、多額の資金ニーズが発生する場合があります。こうした際にご利用いただくものですが、都道府県知事の認定、その後の金融機関における審査が必要となります。制度の概要等は次のとおりです。

制度の「概要」は次のとおりです。

- 代表者個人（後継者）、事業を営んでいない個人に対する日本政策金融公庫の融資（特別利率）
- 会社である中小企業者、会社である中小企業者の代表者個人、個人である中小企業者及び事業を営んでいない個人に対する信用保証の拡大（通常の保証枠と同額を別枠化）
- 融資時において経営者保証の提供を不要とする措置
- 経営者保証が不要な融資への借換えを信用保証協会が債務保証（経営承継借換関連保証）

制度の「主な要件」は次のとおりです。

□対象者

- ・内部承継型（後継者が既に代表者に就任）
会社である中小企業者、会社である中小企業者の代表者個人、個人である中小企業者
- ・M&A型（これから他の中小企業者の経営を承継する予定）
会社である中小企業者、個人である中小企業者、事業を営んでいない個人
- ・経営承継借換関連保証の利用（今後3年以内に経営承継を予定）
会社である中小企業者

□上場会社等でないこと

- 株式や事業資産等を買収する必要があるなど、資金ニーズが発生していること

など

制度の「利用の流れ」は次のとおりです。

- ステップ1 制度の利用について、金融機関へ事前相談を行う。
 - ステップ2 認定申請手続きについて、県へ事前相談を行う。
 - ステップ3 制度の要件等に合致することについて、県知事あて認定の申請をする。
 - ステップ4 認定取得後、日本政策金融公庫や金融機関へ申し込みをする。
- ※ 県知事の認定が融資実行を保証するものではありません。

事業承継に関するお問合せ先の一覧です。参考にしてください！



● 事業承継税制及び金融支援に関するお問合せ・申請先

かながわ中小企業成長支援ステーション

横浜市中区日本大通1 神奈川県中小企業支援課内（〒231-8588）

電話（045）285-0748（直通）

詳細は、 及び で検索。

● 民法の特例に関するお問合せ・申請先

中小企業庁 事業環境部 財務課

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号（〒100-8912）

電話（03）3501-5803（直通）

※「民法の特例」とは、生前贈与株式等を遺留分から除外、評価額を予め固定する制度です。

● 事業承継に関するお問合せ先

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター

横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル12階（〒231-0015）

電話（045）633-5061（直通）

● 事業承継税制に関する最新情報

● 中小企業庁 事業環境部 財務課（同上）

電話（03）3501-5803（直通）

詳細は、 で検索。

● 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」ほか

令和7（2025）年3月発行

（冊子の内容に関するお問合せ）

かながわ中小企業成長支援ステーション

横浜市中区日本大通1 神奈川県中小企業支援課内（〒231-8588）

電話（045）285-0748（直通）